# 平成29年度第6回岩手県大規模事業評価専門委員会

(開催日時) 平成 29 年 12 月 12 日 (火) 13:30~17:00 (開催場所) 岩手県公会堂 2 階 21 号室

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議事

#### 議題

- (1) 大規模施設整備事業の事前評価について
  - ·公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業<継続審議>
  - ・みたけ学園・みたけの園整備事業<継続審議>
  - · 岩手県立福岡工業高等学校改築等事業<継続審議>
- (2) 大規模公共事業の再評価について
  - · 岩崎川広域河川改修事業<継続審議>
- 4 閉 会

## 委員

佐々木幹夫専門委員長、加藤徹副専門委員長、秋山信愛委員、宇佐美誠史委員、 小山田サナヱ委員、河野達仁委員、島田直明委員

#### 1 開 会

[事務局から委員8名中7名の出席により会議が成立する旨の報告]

### 2 挨 拶

○竹澤評価課長 それでは、開会に当たりまして佐々木専門委員長からご挨拶を頂戴したいと思います。

○佐々木専門委員長 忙しいところ、今日のこの委員会にご出席いただきましてありがとうございます。

今日の審議は事前評価が3件、そして再評価が1件となってございます。産業廃棄物の最終処分場の整備事業は、2回目の現地調査において審議、1回目の審議事項で出てきた委員の皆さんからの質問とその回答、そしてその説明に対する意見等について審議して、実質的には3回目ということになります。あとの2つのみたけ学園・みたけの園整備事業と岩手県立福岡工業高等学校改築に関わる事業については、実質2回目の審議ということになります。ただ、1回目の審議を見ますと、そう大きな問題もなかったように感じています。今日1回目の審議において出た質問、あるいは追加の資料を出してほしいという委員からの要望等に対する説明があります。

なお、1回目の審議内容から判断すると実質的には今日で終われる可能性を含んでいるようにみえます。そのときは1月までの審議予定のところまでいければと思っております。

今日はひとつ、少し長くなりますけれども、よろしくお願いします。

○竹澤評価課長 ありがとうございました。本日の資料ですけれども、お手元の資料番号 1番から8番、また参考資料となってございます。

それでは、議事の進行につきましては、条例の規定によりまして佐々木専門委員長にお願いいたします。

#### 3 議事

### 議題

- (1) 大規模施設整備事業の事前評価について
  - 公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業継続審議>
- ○佐々木専門委員長 それでは議事次第にある通り進めていきたいと思います。

1番目の議題、大規模施設整備事業事前評価の公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業の継続審議に入ります。最初に前回までの審議内容の概要について事務局のほうからご説明いただきます。併せて、委員からの質問事項についての追加説明、パブリックコメントの実施結果についても説明してもらいます。では、よろしくお願いします。

[資料No. 1、No. 3 説明]

[資料No. 2 説明]

○佐々木専門委員長 ありがとうございます。

1回目からの審議内容について、その概略と2回目の現地調査において、質問があった内容について、事務局からの説明がありました。今までの説明で何かご意見、コメントありましたらお願いします。

はい、どうぞ。

○島田委員 一番最後に説明していただいたところなのですけれども、今の方向ではこういう方向になるのだと思うのですが、例えば岩手県で行っている事業であれば、そういう希少野生動植物が見つかった場合には、そういう委員会が開かれて、そこでどうするかというのが今チェックが働く形になっておりますけれども、これはそういう形ではないということで、まず一つ確認ですけれども、そういうことですよね。

**〇田村廃棄物施設整備課長** 現時点でそういった委員会というものを立ち上げるということではございません。随時ご相談するという形です。

○島田委員 岩手県で行う公共事業については、そういうふうに委員会があって、そこで 出てくれば逐次そういうのが出てきたので、どうしようかということが相談されると思う のですけれども、今回そうではないという意味では、チェックが働かないのではないかと いうのがちょっと懸念されるところかなと。実際的にそこをもちろん疑っているとか、そういうことではもちろんないのですけれども、やっていらっしゃるというのはわかるので すが、一応それが岩手県の公共事業ではチェックが働いているが、そうではない状況にな

るというのがちょっと気になるのです。もちろん今まで奥州のほうでいろいろやっていらっしゃるという事例については見させていただいたところでありますけれども、そこのところがちょっと気になるなというところがあるのですけれども、そういうところを講じられる方法とかというのは何かございますか。

**〇田村廃棄物施設整備課長** 今条例に基づき環境影響評価を進めているところですが、今 ご指摘のとおり、準備書の中にそういったことを盛り込むことになる可能性もございます し、そこはご意見と考えて、これから検討していきたいと考えております。

**○島田委員** そこら辺もうちょっと具体的に、その検討されるという内容は具体的にどういうことでしょうか。

○田村廃棄物施設整備課長 今まさに準備書のほうを作成しているところなのですが、説明会をしたり、いろんなご意見をこれから頂戴することになるかと思うのですが、その中で委員のご指摘にあったとおり、委員会を立ち上げてやったほうがいいですとか、そういったご意見がどんどん出てくることも想定されますので、そういったところも見ながら準備書としてきっちり整理していきたいなと思っております。

正式な手続としては、現在Ⅲ期までやっているところでございますので、Ⅱ期目、Ⅲ期目の工事というのは、森林を伐採するとか、そんな大規模な工事ではなくて、もちろん重機を入れると多少騒音が発生しますので、そういったところには今のクリーンセンター建設工事のときの事例を踏まえてしっかり対応するというところでございます。

○島田委員 だから、チェックする場所が残念ながらないということで、今ので多分、今 考えられるところで精一杯の回答なのかなと思うのですけれども、ここは例えばこれはま た別な話になるかもしれませんけれども、例えば答申書に意見として、例えばここの場に ある程度進んだところで、大規模評価のほうに例えば報告をすると。

○田村廃棄物施設整備課長 すみません、もう一度お願いします。

○島田委員 答申書を最後にこの事業をやるという話の中で、答申書が出るのですよね。 そこに例えば審議の結果のプラスとして意見で、ここの場で、例えばⅡ期工事が進んだとき、前後にどういうことが、どういう生き物が、例えば新しく発見されて、どういうふうな取り組みをしたかというようなことを、例えばここで報告していただくということでチェックをする、大規模評価で扱うべき内容ではないかもしれませんけれども、どこでもチェックする場所がないのだとすれば、ここでオーケーを出したのだとすれば、ここが責任を持ってその後を見ていくという必要があるのかなということを思ったのですけれども、それは可能でしょうか。

○田村廃棄物施設整備課長 この委員会というか、こういった大規模事業評価の中で、そ

ういったご意見をいただくということであれば、それに従って対応するということにはなると思います。

○佐々木専門委員長 実際に事業が進むと、この事業を進めるのは事業団のほうですね、 今答えられているのは県のほうなので、ここの連携はどうなっているのですか。

○田村廃棄物施設整備課長 公共関与ですので、やっぱり県が責任持って事業を執行していく立場でございますので、そこは尊重してやることではないかと思います。

○佐々木専門委員長 何か体制ができていればいいと思うのですけれどもね。

○島田委員 体制がないので、体制がない微妙なところの今回は案件になってしまったなというところで、岩手県自身がされる事業ではなくなるわけですよね。というのはもちろんわかっているのですが、だからこそチェックを何かしらしてほしいというのがあるのですが、でも今はそういう制度ではないようなので、そうするとしようがないので、ここで報告をしていただくという形をとれないかという、これは今後この委員向けのそういう意見はどうですかねと、逆にこの委員の中でもんでいただく話なのかもしれません。今までこういうふうな意見を付す話というのはあまりなかったので、こういうケースが当てはまるのかどうかすら僕にはよくわかりませんので、もしそういうのが当てはまらない、あまりよくないのではないかというご意見があれば、それは取り下げてもいいですが、ということで、それは逆に皆さんにちょっとお聞きしたいなと思いました。

**〇田村廃棄物施設整備課長** ちょっと補足でございますが、クリーンいわて事業団におきましても理事会あるいは評議員会等でしっかりチェックは働きますし、また公共関与ということで、県としても議会等での説明をしっかり行っていますし、これからも行っていくことになりますので、そういった外部からのチェックというのはしっかり入ることにはなると考えております。

○佐々木専門委員長 現状では、前もって進めること、この事業を進めていくに当たっての環境については、いろいろ調査してアセスメントでいろいろはっきりさせて事業を進める、それはそれでもう納得しているわけです。問題は、その事業を進めていく期間も長いのですけれども、その間にいろいろ変わることもあるのではないか。そのときの対応をどうしますか、どういう体制が取れるのでしょうかということです。

○田村廃棄物施設整備課長 ご指摘の趣旨は理解しておりますが、きちんとした組織の名称を挙げることはできないわけでございまして、しっかりとチェックするということはやっていきたいと思います。

○佐々木専門委員長 宇佐美先生、何か良い考えはないでしょうか。

**○宇佐美委員** 報告を求めるぐらいできないものなのですか、県が思い切り関与している事業なのか、これはすごく疑問。検討されているなら、そんなにここで見せて、審議とかおっしゃってないですものね、報告しているというだけなので、どんな会議体かわからないけれども、その検討されるなら、その資料、ここで。花巻空港のときだって毎年、あれはあまり毎年されなくてもよかったのではないかと今となっては思いますけれども、それよりかはこっちのほうが、今どうなっているというのを、II 期工事とか、そういう段階的に話を聞ける機会を設けてもらうというのは大事なことなのではないかなと。これが全く関係ない組織だったら、それは無理だろうと思いますけれども、ここで審議して決めていくようなところにある事業団なので。それを、だからここでオーケーの付帯意見として出すのは、私は特に問題ないのではないかと。

**〇佐々木専門委員長** ありがとうございます。まず、事業については進めていいと、これは問題ないということですね。

**○島田委員** そこを云々言っているわけではもちろんなくて、ただ過程が長いだけに、その過程で変化し得るだろうというところをどうやって見ていくのかというあたりについてのお話で、これ自体やめるべきだとかという意見を言うつもりは毛頭ないと。

**〇宇佐美委員** また、違う言い方をすると、我々現地調査したときに、もうしっかりとしたビオトープとかもつくられていたと思っているのです。それもどうなっているかとかというのを報告してもらえると、より良いのではないかと思いますけれども、そこが今どうなっているのと、聞く気になりますよね、きっと。

○佐々木専門委員長 ありがとうございます。この事業を進めることについては、全く問題がない、いいですと。ただ、進めていく中で、当初予想していなかった生態系、環境の変化があったとき委員会に報告するということは可能ですか。今附帯意見の話になっているのです。

○宇佐美委員 そう、既に。

○竹澤評価課長 すみません、ちょっと事務的に確認いたしますので、ちょっとお待ちください。

○宇佐美委員 こういうやつなかったですものね、Ⅱ期、Ⅲ期と。

○田村廃棄物施設整備課長 若干補足させていただきますけれども、アセス条例におきましても、環境保全措置、ちょっとどういったご意見かということもあるのですが、決められた保全措置の実施状況については、条例として報告することになっておりますので、そういった意味ではチェックする体制というのは整備されていると思います。この委員会でチェックできなかったとしても、条例のほうでしっかりとちゃんと追っていけるというこ

とです。

- **○島田委員** でも、それは例えば II 期工事、III 期工事になっても、そこの段階、それが環境アセスとして効いていると。
- ○田村廃棄物施設整備課長 はい、アセス自体は全体アセスとなりますので。
- ○島田委員 数年に1回とか、そういう大きい工事があるたびに何かしら、そういう…
- ○田村廃棄物施設整備課長 どういう頻度になるかちょっと未定ですが、II期目、III期目の工事の際の保全措置とか、例えばそういったことはできると思います。
- ○島田委員 岩手県の条例アセスがそうなっていると。
- ○田村廃棄物施設整備課長 はい、そうです。
- **○島田委員** 長くなるとそういうふうに、普通はアセスというのは事前評価というか、工事が行われる前にやって、工事が、今回の場合、工事が終わるというと、全部終わるということになるということですか。
- ○田村廃棄物施設整備課長 例えば猛禽類調査なんかを例に挙げれば今盛んにやっておるのですが、実際工事が始まるのは 31 年なり 32 年になりそうなので、これを直前のタイミングで営巣期等の調査というのは、例えば必要だと判断されるとか、いろんなケースで環境保全措置というのは対応せざるを得なくなってしまう条例ですので、そこはきっちりチェックするという形になります。
- **〇島田委員** 例えば奥州もそういうことが行われているということでよろしいですか。
- ○**畠山廃棄物特別対策室主査** 廃棄物特別対策室の畠山と申します。

江刺のクリーンセンターの場合は、Ⅱ期の工事のときに、増設工事のときに条例アセスを行いまして、それで猛禽類調査をやったということでモニタリングをしながら工事を進めてきたという経緯があります。それで、この次期処分場においては、Ⅲ期まで環境影響評価を行うということを申し上げましたけれども、その15年後とかⅡ期の工事やⅢ期の工事の前にどういった状況になっているのかということは、今からなかなかわからないところでございますので、そのⅢ期の工事あるいはⅢ期の工事の前に、森ですとか、その他必要な植物といったそういうところの調査を行った上で、必要な保全対策を講じていくという、そういう評価書になっていくと想定していまして、それに基づいてどういった保全措置を行ってきたかという状況は条例を通じて知事に報告するということになろうかと考えています。

条例の規定では、知事に対して、事業団への聴取が必要であると認められるときは、審

査会の意見を聞くことができるというふうになってございますので、そちらのほうでチェックをしていただけるような体制になっております。 以上です。

○島田委員 もうちょっとそこら辺教えていただきたいのですが、よく詳しくないので、教えていただきたいのですけれども、今回のアセスの場合は、普通は環境影響評価をして、事業が行われて、その後に評価をして、行われた保全措置がどうだったかというのがチェックをするようなことになるのが通常の、国のアセスなんかそういうことになっていますけれども、今回のケースで言うと、そこの期間がすごく長くなって、例えば道路工事であったりとか、それであれば道路ができて、その後何年かをかけて、そのアセスは終わりという形になると思うのですけれども、今回そのアセスの期間がすごく長くなるというようなイメージ持っていればよろしいということですか。

**〇田村廃棄物施設整備課長** そうですね、準備書、評価書で、そこは期間にかかわらず、 しっかり意見が付くようになっております。

○佐々木専門委員長 はい、どうぞ。

**○加藤副専門委員長** 今回のこの案件は、まれなケースだと思うのですが、こういう事業で長期間かかるということで。河川とかですと、何年後とかに再評価みたいなものを途中でやっていくわけですね。その場合に、そういうやり方を準用するような形でこの事業の途中でⅡ期工事、Ⅲ期工事始まる時点あたりで再評価、うんと厳しいものでなくてもいいと思うのですが、そういうものを導入するということはあり得ないのでしょうか。

**○成田政策推進室主査** 準用という話でしたけれども、条例上の話をさせていただきますと、こちら公共事業ではなくて、施設整備事業ということで、25億円以上だということで、かかっている事業ございますので、条例の制度上は再評価という制度はかかってきませんので、あとはそれをどう、仮に準用するとすればどうやっていくのかというところだとは思っています。

**〇加藤副専門委員長** あくまでこの委員会との関係だと思うのですが、ですからそこに中間的に報告するような義務みたいにするために再評価の手法をやんわりと準用するような形みたいなのがとれないですかね、報告という形でいいと思うのですが。

○竹澤評価課長 今ここで議論しておりますのは、付帯意見をつけていただく、つけていただかないというその議論の前提として、条例に基づく自然環境の保護がどのようになっているのかということを委員の皆様に知っていただくために議論しているわけなのですけれども、もし付帯意見として、II 期工事に入る前に自然環境のほうについてどういう措置をとられているのか報告してくださいというふうな意見を付けられれば、それに基づいては措置はしたいと思っています。ただ、それを広げて条例上、必要とされていない再評価

まで行うのはどうかというところがあります。

- ○加藤副専門委員長 そこまでは実質要らないと思います。
- ○竹澤評価課長 付帯意見がつけば、それに基づいて報告することになると思います。
- ○佐々木専門委員長 ありがとうございます。まずは、他にありますか、付帯意見の話ではなくて、審議内容の方です。 どうぞ。
- ○秋山委員 今回の評価とは直接関係がないと思うのですけれども、事業団の経営状況を見たときに、直近では非常に大きな利益を計上していて、内部留保もかなり潤沢であるという状況になっているようですが、その辺のところの県の関与といいますか、最終的に利益が計上されて内部留保も高まって、それをどういうふうに活用するといったらおかしいですけれども、どういうふうに県としては考えているのかというところはどのように考えておられるでしょうか。
- ○田村廃棄物施設整備課長 現処分場の経営状況、それからそれにて発生する対応について、我々でコメントする立場にはないのですが、やはり処分料金の単価の決め方などについても収支のバランスを見ながら決めていくことになると思いますので、その辺で、常にバランスを見ながら対応するというもので事業団はしっかり議論していると考えております。
- ○秋山委員 事業団任せにするということではどうかと思いますが。
- **〇田村廃棄物施設整備課長** 実は県の組織として我々ではなく、資源循環推進課というと ころがその一般財団法人を指導するセクションでございますので、責任持った回答はそち らからということにはなるのですが。
- ○佐々木専門委員長 よろしいですか、ありがとうございます。 他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

「なし」の声

- **○佐々木専門委員長** そうすると確認をしたいと思います。今までの審議意見の中で、この事業は今事前事業ということになって、認められたから、内容としては 30 年ぐらい続くということですね。よろしいでしょうか、この事業が今認められた場合は I 期、Ⅲ期、Ⅲ期まであるということですよね。
- ○竹澤評価課長 はい。

○佐々木専門委員長 今Ⅲ期までの事業を進めるに当たって、いいか悪いかということで書かれているわけですね。長い期間になっていくと再評価ということもない、この事業については。ただ、環境変化に対しての対応について、確かな対応の仕方について、どうも疑問が残るという点は今までの審議の中でありました。その他この事業を進めるにあたっての疑問点あるいは意見については一通り質疑応答で解決されているのではないかなと思います。今の一つ、まだしっくりした回答をというか、お互いに意見とそれに対する回答がかみ合っていないところは、これからの可能性として自然環境が変化したときの対応の仕方について、確かな体制に至っていないのではないのかということが考えられます。ただ、この事業については進めていいのではないかなというふうに、今までの意見、質疑応答からすると言えると思います。新たな論点もない、また、新たに資料を出して説明してもらいたいという意見もなしということでよろしいでしょうか。

「はい」の声

○佐々木専門委員長 とすると先ほどの自然環境の変化について、報告するという内容については付帯意見のほうのところで審議をしたいと思いますので、そういう方向で進めていきたいと思います。

では、この1番目の産業廃棄物最終処分場整備事業については、審議を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

「はい」の声

○佐々木専門委員長 ありがとうございます。それでは、2つ目の案件に入りたいと思います。

# ・みたけ学園・みたけの園整備事業<継続審議>

○佐々木専門委員長 続きまして、同じく大規模施設整備事業の事前評価でございます。 みたけ学園・みたけの園整備事業<継続審議>に入ります。効率的に審議を進めるため、 まずは前回までの審議の振り返りを行いたいと思います。また、パブリックコメントの実 施結果と前回までの審議において、県に追加説明を求めている事項についての補足説明も あわせて事務局のほうからお願いします。

それでは、お願いします。

〔資料No. 1、No. 5 説明〕

[資料No. 4 説明]

○佐々木専門委員長 どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○河野委員 費用便益分析については、参考値ということですので、私の質問を先に終わらせたいのですけれども、まず 16 ページのところですけれども、こういった資料は 5 年後とか 10 年後とかにひょっとしたら見るかもしれませんよね、あのときどう言ってただろうかとか、例えば 16 ページの一番最初の (3) のところで、施設機能の強化、それをどう算定するかと書いてあるのですけれども、この文書というのはプライバシー確保などの機能強化を行うためで、何々の算出方法を算定するというふうに書いていますけれども、これでわかりますか。つまり、そうではなくて機能強化を行うというなら、行うというところで切って、その機能強化はこういうところで、こういうふうに測れるだろうから、病院の算出方法を参考として算定するという形で、理由とか、想定とか、そこまで書かないと、これではわからないですよね。ということで、そこまで書かれたほうがいいと思います。

今全くわけがわからないのが、そのときの計算式は、これが何を計算するかもうわからないので、何でこういうふうに計算したら、そこの上で仮定した病院の多床室から恐らく個室になった場合の差額を計算されているのですよね。それをなぜこういう計算式で計算できるかだけ書いて、細かいところは構わないと思うのですけれども、なぜこういう計算できるかをある程度書いておかないとわからないのです、ということが1点。

もう一個、これは私が多分言ったことだと思って、私がもしかしたら言い方が間違った のかもしれませんけれども、15ページのところで、費用のところに土地他用途活用費とい うのが書いてあって、そこに旧療養センター跡地活用と書いていますが、これは旧療養セ ンターで跡地ができるわけですよね、実際に今回のプロジェクトで。その跡地をどう活用 したかということが費用になっているわけですね、ここは。それは、そんなことは絶対あ り得ないので、恐らく私が前に言ったのは、今ある土地のところに建物を建てますので、 実際に土地の費用はかからないということを多分おっしゃったのではないですかね。その ときには、土地の費用がかかる、そこに新たに建てるところは、実際持っているのですけ れども、実際には持っているところは別の用途に本当は使えるのに、今からこの療養施設 を建てているわけですから、実際にそこで費用が発生するのです。費用というのは、世の 中から無くなるものに対してかかるので、世の中から、他の用途に使えるはずのところを この用途に使ってしまうという費用が発生するので、そこで発生するものをカウントしな ければならないということを言ったのです。なので、今跡地として今回のプロジェクトで 発生する土地は、これは便益です。この土地は別のところの用途に使えるわけです。その 用途に使える活用の便益を便益として算定していいのです、ということです。だから、土 地を使うところについては費用で、新たに生み出されたところは便益になります、そうい う計算方法でやったほうがいいと思います。

以上です。

○佐々木専門委員長 どうもありがとうございました。今のでよろしいでしょうか。

○佐々木主幹兼こころの支援・療育担当課長 まず、最初のほうのご指摘いただきました 16 ページの施設機能の強化効果のところにつきましては、機能強化はこう図れるといった 理由ですとか、計算の考え方を、そこは再度整理をして残しておくといいますか、考え方をきちんと明らかにしておきたいと思います。

また、2つ目の土地の活用のことにつきましては、ちょっとこちらの考え方としては、 今の療育センターを他にも使えるということですけれども、他に使う場合にはこういった 価値があるということで、費用のほうで計上させていただいたところですけれども、今お 話いただきましたところで、ちょっと考え方を確認しまして、整理しておきたいというふ うに思います。

ご報告させていただきます。この土地の多用途活用のところにつきましては、今言いまましたけれども、療育センター跡地を、みたけを建てずに他に使った場合の、他の用途に使う場合にこのぐらいの価値があるということで計上しておりました。一方で、既存の土地の、更地にして、図面で言うと水色の部分になりますけれども、こちらの他に売却するということで、こちらは便益としまして積算しておりますのは、便益項目のところの既存の土地活用効果というところで計上しておるところでございました。

○河野委員 というのは正しいということですね。意味がわからなかったのですけれども、 旧療育センター跡地活用と書いてあるのは、実際にはここに建物が建つわけですね。

**○佐々木主幹兼こころの支援・療育担当課長** ええ、実際ここにみたけが移転してきて建 つということです。図面の土地の平面図のところになりますけれども、右側の手代森のと ころで赤い線の、ピンク色のところが実際に新しい建物の敷地として使う。

○河野委員 わかりました。それであれば、ここの備考欄の書き方が旧療育センター跡地 活用というところが建てるところについての、例えば機会費用という言い方するのですけ れども、そういう書き方をすればいいんです。

- 〇佐々木主幹兼こころの支援・療育担当課長 はい。
- ○佐々木専門委員長 ここの備考欄のところを直すだけでいいですか。
- ○河野委員 そうですね、他ももうちょっとあるかもしれませんけれども。
- ○竹澤評価課長 今ご指摘いただきました点につきましては、修正の上、県のホームページのほうに修正後のものを載せて残しておきたいと思いますし、公文書のほうにもご指摘を踏まえて修正したという形で残しておきたいと思います。
- **○佐々木専門委員長** 1回目のとき、河野先生から出た質問を受けて、一生懸命勉強した みたいですけれども、そうすると表現と他のところのもっとこのほうがいいというところ について、もう少し詳しく河野先生に見てもらいたいと思います。事務局と私と河野先生 の3人でここは直していきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

「はい」の声

○佐々木専門委員長 ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。 どうぞ。

○小山田委員 2点ほどあります。22ページの図面のほうの枠の中にあります説明なのですが、ユニットのほうが家庭的でということで、みたけの園Bのほうが通常個室で社会への復帰を、自立に向けた取り組みということなのですが、実際にみたけの園のほうに入っているような方々で自立に向けてここから退所していく方々の割合といいますか、現状をちょっと教えていただきたいということと、本当はユニット型、家庭的なところのほうが通常個室に入っていらっしゃる方よりいいのではないかと思うのですが、入居の費用が16ページにありますけれども、倍ぐらい違うということを今初めて知ったのですが、そうなってくるとやはり施設を利用する方々にとっては結構な負担になってくるのかなと思いまして、実際にこの方々の声というのはどちらのほうを希望しているのが多いものなのかというあたりをちょっとお聞きしたいなと思います。

○佐々木主幹兼こころの支援・療育担当課長 みたけの園を退所される方の状況の中で、年間グループホームに入って、そこで地域で生活していくというような方が年間でお二人ほどいらっしゃいます。その方々は、自立に向けて退所して、施設から施設とかではなくて、そういった地域で、泊まるというか、お泊まりはグループホームで、生活はグループホームで、そして昼は福祉系の就労などがありますので、そういった就労、事業のところに行って働く、そういった生活をされる方が29年の4月時点での資料を見ますとそういった方がお二人いらっしゃいます。また、入所されている方の希望というものにつきましては、地域移行を希望されている方がいらっしゃいまして、特にみたけの園Bにつきましては、先ほど中軽度の方々が主に利用するということでございますけれども、そういった施設といったような施設ではなくというか、地域で生活していきたいというふうに希望されている方が多くいらっしゃるということでございます。

# 〇佐々木専門委員長 はい。

**○小山田委員** ちょっと確認なのですけれども、みたけの園Bに入っていらっしゃる方は、 そうすると一時的には入るのですけれども、そんなにずっとという長い期間ではなく、地域に戻っていく方が多いというふうな感じでいいのかということ、それが1点。

あともう一つの質問のほうが回答いただかなかったと思うのですが、ユニット型と個室型と整備するわけですけれども、本当はユニット型のほうが短期間であれ、もちろん長くなったときには家庭的な感じで一番いいと思うし、どのくらいが短期間と言うかわからないというふうな、家庭的なユニット型のほうがいいのではないかと思うのですけれども、入居費用の問題もありまして、利用する方々はどちらのほうを希望しているとか、そういう声をお聞きしたいなと思ったのです。

**〇工藤障がい保健福祉課主査** まず最初に、長期入所している方、基本的に重度の方が地

域に出向いていくのが難しくて長期化するのですけれども、中軽度の方は、基本的には就 労して、グループホームとか、会社での障がい者雇用という形になるので、あまり長期に おられる方はいません。そうした方はBになります。

○小山田委員 Bですね。

# 〇工藤障がい保健福祉課主査

それから、Aのほうについて、本人の確認というのはなかなか難しいところがございまして、中軽度のほうであれば、滝沢のBのほうであれば、ある程度の確認はできて、基本的にはそういった訓練をしたいということで、こういう施設から始まって、さらにこの同一敷地内に一人で暮らす練習用の部屋というのがございまして、そちらでさらに練習をしてから、そうした地域のほうに行くとか、グループホームに対してはアパートを借りて、練習用に借りてやっているという形で段階を踏んで、訓練のためにはこちらのほうで、小規模みたいな、いわゆる民間的な訓練といいますか、一緒にご飯の時間とか、仕事に行く時間というふうに割り振ってちゃんとできるというふうな形でございますので、Bのほうは個室型としております。

○小山田委員 何回も申しわけないです。そうすると、ユニット型のほうについては、ご本人の意思確認は今難しいというお話でしたけれども、あえてやはりつくるというふうに決めたわけですので、やはりその辺は有効というか、よりそういうものをつくるということなので。はい…

- ○工藤障がい保健福祉課主査 すみません、ユニット型のほうは保護者の方……
- 〇小山田委員 ですね。
- ○工藤障がい保健福祉課主査 はい。ないしは、保護者といいますか、親の方は、希望は 当然ユニット型にしてほしいという希望は非常に強いので、Aのほう、ないしはみたけ学 園のほう、子供のほうについてはユニット型にするというようなことです。
- **〇佐々木専門委員長** 保護者の方からは幾つか意見を聞いて、ユニット型のほうがどうも 希望が多いみたいだと。
- 〇工藤障がい保健福祉課主査 多いです。
- **〇佐々木専門委員長** 多いということで、採用ということになったということですね。入 所者の自立率といいますか、長く入所している人はいないということでよろしいですか。
- ○工藤障がい保健福祉課主査 Bのほうはいないです。Aのほうは重度の障害の方ですので、そうした方はかなり長期化しております。

- ○佐々木専門委員長 ありがとうございます。ということみたいですけれども、よろしいでしょうか。
- ○小山田委員 その辺をお聞きしたかったのです。 すみません、もう一度。
- 〇佐々木専門委員長 はい。
- ○小山田委員 名称については、このままですか、変わるのですか、ちょっと紛らわしい。 手代森でみたけというと、何かちょっと勘違いしてしまうのですけれども。
- **○工藤障がい保健福祉課主査** 施設につきましては、当然前はみたけの地区にあったということで、みたけ学園、みたけの園ということでしたけれども、今度は事業団の施設になりますので、事業団のほうで来年度、保護者の方とかいろんな人から聞いて、選定して決定する、名称を変更する予定でございます。
- ○佐々木専門委員長 ありがとうございます。 他にございませんでしょうか。 はい、どうぞ。
- ○島田委員 聞き逃してしまったかもしれないのですけれども、21ページの図の地図がありまして、わかりやすいのは手代森だと思うのですけれども、薄い青と薄い赤で、それぞれ赤のほうが建てかえて使うところで、青のほうが更地となるということで、真ん中の白いところ、あと同じようにみたけの園が右の端っこのほうに微妙にどこにも属していない白いのがあるのですが、これはどういったことになるのか、すみません、細かいことで。
- ○工藤障がい保健福祉課主査 手代森、右のほうの図面がございますけれども、まずこれちょっとわかりづらいのですけれども、実は真ん中に川、沢なんかがありまして、これちょっと真ん中ら辺の赤い、ピンク色の境のところと斜面を示しているところがありますけれども、こちらが沢になっていまして、これ沢が流れていて、右側のほうが、中、土管を通して流れているというような土地になります。実際には、現在はその土管の上に建っていますけれども、新たに建てられない、規制上建てられないことになっておりまして、このために昔のような、渡ったような建物は建てられないので、こういった建設敷地にしてございます。

それから、白い部分の四角く見える部分がございますけれども、右側のところですね、こちらの隣にございます支援学校が使っているグラウンドでございまして、引き続き支援学校のグラウンドとして使うので、ここの右側上のほうの部分につきましては、グラウンドとして使用する、支援学校、うちの施設ではなくて支援学校のほうで使う施設になっておりますので、そういったところでちょっとここの部分については今回手をつけないとい

うことです。

一方、穴口のほうは、左側のほうの白い部分についても同じでございますけれども、支援学校とグラウンドの、ちょっと三角っぽく見えているところがグラウンドで、その下のほうにありますのが支援学校になってございます。

**○佐々木専門委員長** よろしいでしょうか。ありがとうございました。

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

「なし」の声

**○佐々木専門委員長** 今まで2回の審議を通して新たな論点というのは、全て審議を尽く しています。新たに資料を追加して説明してもらいたいという意見もなしということでよ ろしいでしょうか。

なお、B/Cに関連した項目の計算あるいはその説明の記述において、もっといい方法、表現方法があるということですので、これについては事務局と私と河野先生で調整し、河野先生には大変お手数かけますけれども、表現を直して公表するということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

「はい」の声

○佐々木専門委員長 それでは、今審議となっているみたけ学園・みたけの園整備事業については、事業を進めてもらうということでよろしいですね。

「はい」の声

**○佐々木専門委員長** ありがとうございます。これでみたけ学園・みたけの園整備事業についての審議は終了します。

それでは、答申案につきましては、全ての予定した審議を終わった時点で、改めて議事 を追加して行いたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次に進みます。

#### 岩手県立福岡工業高等学校改築等事業<継続審議>

○佐々木専門委員長 では、準備ができましたので、次の議題に入ります。

続きまして、同じく大規模施設整備事業の事前評価でございます。3つ目の案件としては、岩手県立福岡工業高等学校改築等事業です。この継続審議に入ります。

効率的に審議を進めるため、まずは前回までの審議の振り返りを行いたいと思います。 また、パブリックコメントの実施結果と、前回までの審議において、県に追加説明を求め ている事項についての補足説明もあわせて事務局からお願いします。

それでは、事務局お願いします。

[資料No.1、No.7説明]

[資料No.6説明]

○佐々木専門委員長 ありがとうございました。ただいま事務局からの説明に対してご質問、ご意見ございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

○秋山委員 ご説明よくわかりました。それで、将来的には再編の可能性があるということですが、聞き漏らしてしまったかもしれませんが、そのことを今回の事業計画に反映されている部分もあるのでしょうか。

○佐々木学校施設課長 可能性としては、ありますが、ここで「ある」とは明言出来ないような状況にございます。このことは、計画の中に記載がありまして、28ページの二戸地区をごらんいただきたいと思いますけれども、二戸ブロックにおける再編計画、4番の記述の中で、専門高校は、福岡工業高校1校でございますけれども、地域の振興方向や産業構造、中学生の志望動向、高校卒業後の進路状況等を見据え、統合等も検討するというふうに記載してございます。これ以上の記載はないわけでございますけれども、今後のそういった将来的な可能性も含めて無駄のない対応をする必要があり、なかなか難しい判断でしたけれども、校舎の危険性等も考慮し、実施するという判断をしたものでございます。

○秋山委員 これは意見ですけれども、将来的な再編があった場合に、また改築とか、そういうふうなことが多分起こってくるのだと思うので、その辺のところが起こったときに対応しやすいような設計や配置などを考えていけばよろしいのではないかなというふうに思いまして、先ほどの意見になりましたので、よろしくお願いします。

○佐々木専門委員長 ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。 はい、どうぞ。

○小山田委員 前回、前々回になると思うのですけれども、そのときに木造ということの 単価の説明があったかと思いますが、少し高くなるのだという説明がありましたけれども、 ここでは木造とする意味といいますか、高くなるのだけれども、木造にするということを 少しアピールしてはどうかなと思っています。木を使うことでの波及効果というか、山林 を保全するとか、そういうところもあるでしょうし、あとは国として進めていることでは ありますけれども、県として木造を進めていく有効性というものをもう少しアピールしつ つ、ぜひ木造校舎の建築過程を一般の方や建築関係含め見学会のようなものを開催して、 これから木造校舎への理解を深めてもらうという機会にしてはいかがかなと思います。

○佐々木学校施設課長 ご意見ありがとうございました。基本的には木材の利用促進という意味で、できるだけ木造を増やしたり、アピール性の高いような部分を設けたりする必要があるというふうに考えておりまして、そういったような方向で進めてまいりたいと思

います。検討いたしまして、色々と、木造施設の良さをアピール出来るようなことを考え てみたいと思います。

**〇佐々木専門委員長** 今までは木造がいいんだよとか、つくりがいいんだよというような 文書とか、パンフレットとか、そういうのは何かあったのですか。

○佐々木学校施設課長 県の林業振興課というセクションがございまして、そこで木造建築物を取りまとめてPRを行っており、今回もそこに情報を提供することによって、全体にアピールしていけたらいいかなというふうに考えております。直近ですと盛岡農業高校の特別教室棟を木造で建築した事例について、林業振興課に提供し、対外的なPRを行ったところでございます。

○佐々木専門委員長 ありがとうございます。今の小山田委員の発言には、もっとアピールしてもいいのではないか、可能であれば現地での見学会とか企画してみたらどうでしょうかという内容もありましたので、本当にそういう場合が可能であれば実施してください。他にございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

**○加藤副専門委員長** 30 ページ、31 ページに図面位置図示されていますけれども、これは 現在ある建物を壊して新しくこの場所につくるということになりますので、仮設校舎、多 分プレハブだろうと思うのですが、そのプレハブを建てる場所というのは、この図面の上 の側でいいのでしょうか。

**○佐々木学校施設課長** クラスルームのある校舎を全部壊して、同じ場所に建てるという ことになりますので、ちょうど図面の上側がグラウンドになってございますので、仮設校 舎を設置いたしまして、使用することとしています。

○加藤副専門委員長 我々も経験あるのですが、プレハブでの授業では、建物工事現場が、 あまり近いと建物工事の騒音による影響があるものですから、それくらい離れていればい いのかなという感じがします。

それから、もう一つ、これは2階建てですから、エレベーターというのは一切つかないのですか、これからつくる建物はほとんどエレベーター必要だと思うのですが、バリアフリーの観点から、これはつくのでしょうか、参考までに教えていただければ。

○佐々木学校施設課長 エレベーターを設置する計画としております。そういった配慮の 必要性のある子供が入ってくる可能性もありますし、それから、災害等が発生した場合、 避難所として使用されるという場合もありますので、その場合も校舎を支障なく移動でき るようにということで設置することとしているものです。 ○佐々木専門委員長 ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

宇佐美先生、この辺、9ブロックのうち、この二戸地区では必要だというふうにお考えでしょうか。

○字佐美委員 参考資料を今日配っていただいたのですけれども、これ見ていたら、言おうか迷って、言わないでおこうかなと思ったのですけれども、結構すごく頑張ってやられているのに、ほとんど参加されていないと思うのです。だから、そもそもこれどういう人が、いろいろ呼びかけているのは教育界だったり、色々おっしゃっていましたけれども、どういった人が来ているのかなというので、ちょっと来ている人というのは結構偏っていたりしないのかなということで、すごく頑張ってはいらっしゃるのですけれども、これは別にこの件に限った話ではなくて、パブリックコメントなんかもそうなのですけれども、もっといいやり方ってないのかなといつもいつも思うけれども、こういう状況なのだなというので、何かこういう努力が報われるような、もちろん制度があるからパブコメなんか本当にやり方なんて決まっているから、なかなかそこを脱することできないとは思うのですけれども、こういうのは何かもっといい方法ないのかと思っています。ちょっと今の振りとは違うかもしれないですけれども。

○佐々木専門委員長 ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。よろしいですか。

「はい」の声

○佐々木専門委員長 では、今までの審議をまとめてみたいと思います。まずは確認します。事務局からの提案に対して、委員からの質問、他にありますか。これまでの審議を見ますと、新たな論点というのは全て審議を尽くして、無いというふうに判断できると思います。

それから、資料を新たに追加して説明してもらいたいということも無いということでよろしいでしょうか。

「はい」の声

**○佐々木専門委員長** そうすると、この事前評価審議案件の審議については、終了しても よろしいでしょうか。

「はい」の声

○佐々木専門委員長 ありがとうございます。

それでは、答申案については、予定した議題を全て終了した後に行いたいと思います。 ありがとうございました。では、この事業は進めてもらうということにします。

それでは、次の議題に入る前に休憩に入りたいと思います。休憩はどのくらいとればい

いですか、10分くらいでよろしいでしょうか。では、10分ぐらい休憩とって審議を再開したいと思います。休憩に入ります。

〔休憩〕

- ○佐々木専門委員長 では、審議を再開したいと思います。
  - (2) 大規模公共事業の再評価について
    - · 岩崎川広域河川改修事業<継続審議>
- ○佐々木専門委員長 次は、大きな議題の2つ目ということになります。大規模公共事業の再評価についてです。これは、岩崎川広域河川改修事業の再評価継続審議ということになります。

それでは、事務局のほうからまずは、これ前回の審議の概要等について説明してもらいます。よろしくお願いいたします。

# [資料No.1、No.8 説明]

○佐々木専門委員長 ありがとうございます。前回の審議では、追加して説明してもらいたいという事項はないです。全般的に振り返りたいのですけれども、何かこの事業について質問、ご意見ございましたらお願いします。河川事業のパブリックコメントでは、大体意見が1つか2つ出るのですけれども、ないということだったので、多分この事業には反対者もいないのかなと判断できると思います。

私からちょっと1つだけ、砒素ははっきり見つかりましたということですけれども、他の有害物質というのはどんな状況にあるのか、何でも少ない量であれば出てきますけれども、そういう点何か調査した結果、あったら教えてもらえますか。

- ○馬場河川海岸担当課長 回答いたします。今回の砒素の検出につきましては、JRの部分の工事におきまして、土質改良、薬液を加えての土質の改良をしたことによりまして、土壌の調査を行ったということになります。その結果、砒素と、最初の部分では鉛が確認されましたので、その後、別な場所で、砒素と鉛の調査を行いました。その結果、砒素が確認されましたので、その後県の調査では砒素だけに限定した調査を行っております。
- ○佐々木専門委員長 ありがとうございます。

他に何かございますか。

はい、どうぞ。

- ○河野委員 今回河川事業で土壌汚染が出て、それをうまいことそこから公園整備をする ということで、大きな節約ができたわけですけれども、こういったアイデアというのはど のように思いついたのでしょうか。
- **○馬場河川海岸担当課長** 岩崎川の改修につきましては、大きな被害も出ていますので、 迅速にスピードアップしてやらなければならないということがございましたので、事業費

が増大すると事業期間も長くなる恐れがあるということで、県のほうでいろいろ考えまして、それから所管している国土交通省、矢巾町の役場の担当者の皆さんと話し合いをしまして可能性を検討した結果、国、県、町の3者で可能性があるものを進めていき、そして住民の皆様にも受け入れていただいた形でございます。

- ○河野委員 日本全国で、日本全国で他にこういう例はあるのですか。
- ○馬場河川海岸担当課長 河川事業でもこういった形で河川沿いに処理をして有効活用している事例はあるようでございます。
- **○佐々木専門委員長** 砒素があることがわかっていて、その場合は、そこはいじらないほうがいいという方法もあり、迂回してやったりすることも考えられますが、しかし、この場合はどうしてもいじらなければいけなかったということですよね。

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

「なし」の声

○佐々木専門委員長 ありがとうございます。

それでは、今日の2回目の審議を含めて全体を見ますと、新たに追加して審議するとい う論点はないように見受けます。

それから、新たに資料を出して、それについて説明してもらいたいという意見もありません。これで、この再評価事業の審議を終了してよろしいでしょうか。

「はい」の声

**○佐々木専門委員長** では、終了ということにして、再評価事業は事業を進めていただく ということにしたいと思います。ありがとうございました。

# (3) その他

- ○佐々木専門委員長 それでは、その他になります。事務局の方で何か審議事項ありますか。
- ○竹澤評価課長 事務局で用意しているものはございません。

### 答申案の検討

**○佐々木専門委員長** それでは、議題を1つ追加して、答申案の検討をしたいと思います。 これは1月の委員会の審議事項ですので、今これがうまく終了できると1月の委員会の審議までやってしまったということになります。

それでは、この答申案の検討を進めるに当たって、事務局のほうから何か説明すること ありませんか。

# 〔参考資料説明〕

# ○佐々木専門委員長 ありがとうございます。

それでは、答申案を検討していきたいと思います。順番はどうしようかな、1番目からいこうかな、最後からいきますか。最後からいけば早く終わりそうです。

では、4番目の岩崎川広域河川改修事業(再評価)、80 ページの資料を見ていただきます。こういう形で、附帯事項については無しという案です。付帯意見は委員の皆さんから出てないと思います。なしでよろしいでしょうか。

「はい」の声

**○佐々木専門委員長** そうすると事業継続とした県の評価は妥当と認められるということでよろしいでしょうか。

「はい」の声

# ○佐々木専門委員長 ありがとうございます。

それでは、次の3番目、岩手県立の福岡工業高等学校改築等事業(事前評価)の案件で す。これも付帯意見はないということでよろしいでしょうか。

「はい」の声

○佐々木専門委員長 そうすると、事業実施とした県の評価は妥当と認められると、この 1行ということになります。よろしいでしょうか。

「はい」の声

# ○佐々木専門委員長 ありがとうございます。

それでは、2番目の事業です。みたけ学園・みたけの園整備事業(事前評価)の案件です。これも2回の審議を通して付帯意見はなくてもよいのではないかと思います。付帯意見なしでよろしいでしょうか。

「はい」の声

# ○佐々木専門委員長 ありがとうございます。

そうすると、この事業の審議結果、事業実施とした県の評価は妥当と認められるという ことでよろしいでしょうか。

「はい」の声

○佐々木専門委員長 ありがとうございます。

そして、次が1番目の案件です。事業名が公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業、 事前評価、でございます。審議結果、まず付帯意見から確認していきたいと思います。付 帯意見どうしますか、宇佐美委員からは花巻空港のような毎年報告するということまでは 必要ないのではないかという意見が出ていますが、事務局のほうから何か。

○竹澤評価課長 チェック体制について、担当課のほうから補足説明をさせていただきたいということですので、よろしくお願いいたします。

○佐々木専門委員長 そうですか、わかりました。それでは、よろしいですか。本件の審議は終わっているのですけれども、付帯意見に関わる説明を、もう一回お願いします。

**○畠山廃棄物特別対策室主査** それでは、廃棄物特別対策室の畠山から再度ご説明させて いただきます。

チェック体制についてでございますけれども、県の環境影響評価条例に基づくチェック 体制がありますという内容でご説明をさせていただきたいと思います。補足で説明させて いただきたいと思います。改めましてですけれども、準備書の記載事項というのが条例で 決められておりまして、その中に環境保全のための措置ですとか、環境保全措置が将来判 明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況を把握するため の措置を記載することとなっております。次期処分場の環境影響評価の準備書は、これか ら作成するものですので、内容を今こういう内容ですということを詳しくは申し上げられ ないのですけれども、想定といたしましては、Ⅱ期の工事ですとか、Ⅲ期の工事の前に環 境の状況を把握するといったことを記載することになると考えております。こういった記 載を行った評価書を作成した後には、この評価書に基づいて行った環境保全措置や環境の 状況の把握の実施状況について、県のほうに報告書として提出することになっております。 報告書の提出を受けた県のほうにおいては、環境保全措置を講ずる必要があると認めると きは措置を講ずるように事業者に対して求めることができるという規定となっておりまし て、この求める場合において、必要があると認めるときは環境影響評価技術審査会の意見 を聞くことができるという内容となっておりまして、チェック体制というのが全くないと いうことではなくて、条例に基づく県のチェック体制があるということですので、そのこ とを改めてご説明させていただきたいと思いまして、発言をさせていただきました。 以上でございます。

○佐々木専門委員長 島田先生お願いします。

**○島田委員** これ事実確認をしたいのですが、すみません、ここら辺専門でもないでもないので、もしかしたらこの委員会では所管していないかもしれないけれども、ちょっと教えてください。今準備書でこれから II 期、III 期の工事についても何か工事前にするべきだということを入れられるかもしれないというお話で、その後に報告書を県に提出するというお話もありましたけれども、その報告書というのは、今岩手県ホームページの流れを見

ているんですけど、それによれば、報告書という項目があるのは事後報告書の作成というのがありますか、チェックという話で言うとⅡ期のときの報告書であったり、Ⅲ期のときの報告書ではないのですよね。

**○畠山廃棄物特別対策室主査** こういう段階整備の計画によるアセスの案件がなかなか稀なようでして、実際どういうふうになるのかというのは、細部はこれからということにはなりますけれども、I期のときの環境保全措置を行ったら報告書を出す、II期の工事前の環境の状況の把握を行ったら報告書を出す、こういったことで報告書についても1回だけではなくて、その時々に応じて出していくことになると想定しています。

**○島田委員** そういうふうに準備書に書くようにするのは、例えばそれは県のほうでそういうふうな指導はできるのですか。

○畠山廃棄物特別対策室主査 はい、うちのほうで積極的にそこはできます。

○島田委員 積極的にというのは、そういうふうに県のほうで指導されると、ちゃんと明示いただければ、ここで今後ご報告いただかなくてもいいと思うのですけれども、行政なのでなかなか言い切れないところはあるとは思うけれども、そういうふうに岩手県が事業者にちゃんとそういうふうな岩手県の意向として、岩手県の意向はなかなかそう入る場所はないのか。

**〇田村廃棄物施設整備課長** 公共関与ということで、県としてしっかり事業団を指導する ということで考えております。

○島田委員 考えてみれば環境アセスの中に岩手県というのは入ってないのですね。環境 アセスの条例の流れの手続の中に、岩手県が関与するという、直接岩手県が関与するとい うのは、知事の意見というのがあるけれども、岩手県が関与する場所というのはないから、 なかなかここで明言できにくいと、そういうことになるのかなと思ったのですけれども。

○田村廃棄物施設整備課長 繰り返しになりますが、公共関与ということで、県の廃棄物 特別対策室とクリーンいわて事業団が一緒に今作業を進めておるということですので、条 例には明確に見直しというような書き方はしていないのですが、やはり責任持って県が指 導するということでご了解いただければと思いますけれども。

### 〇佐々木専門委員長 はい。

○島田委員 そうすると、もともとの議論にまた戻ってしまうのかもしないのですけれど も、事業者、今回は事業者という形で岩手県はかかわるわけではないけれどもということ になるのですか。

- ○畠山廃棄物特別対策室主査 今我々県として座っているわけですが、確かに事業主体は クリーンいわて事業団という一般財団法人ですので、明確にその主体は違うのですが、い ずれ公共関与ということで、人的にも、また資金的にも大きくかかわっておりますので、 きちんとした指導はできる体制にはなると思いますのでということでございます。
- **○島田委員** それは、繰り返しですけれども、岩手県のほうで、例えば II 期工事、III 期工事が始まるときに事前に報告書をつくって出すとか、環境について調査をするということについて事業団のほうに指導して、そういうふうな、例えば準備書のほうにあらかじめ記載しておくとかということは、それは岩手県のほうでそういうふうに指導することはできると。
- ○畠山廃棄物特別対策室主査 はい、そのとおりです。
- ○佐々木専門委員長 対応が遅くなるということはないですか、条例を実施して。例えば何か変化があるとか。
- **○畠山廃棄物特別対策室主査** 変化が起こるタイミングといたしまして、工事の前というのが大きなタイミングと想定しておりますので、そこに向けてⅡ期ならⅢ期、Ⅲ期ならⅢ期に向けて準備をしていけば対応が遅れるということはないかと思います。
- ○佐々木専門委員長 工事の前の環境調査、自然環境調査については、委員会では了承していて、工事を実施していく過程において、何か変化あったときの対応が遅れる可能性があるのではないかということです。
- ○畠山廃棄物特別対策室主査 工事を実施しながらのところにつきましては、工事期間の中で適切なモニタリングを、猛禽類であれば猛禽類がどういうところに営巣しているか、そういったところをモニタリングしながら工事を進めるという、モニタリングをして、この時期は休んだほうがいいとかということであれば、そういう保全対策をとりながら工事を進めていくということになります。そこについては対応が遅れることはないと考えております。
- ○佐々木専門委員長 今までのこの委員会での質問と、事務局の回答、これから全て判断 して、付帯意見つけるかとか、最終的に決めるにあたって、最後お一人ずつ意見を聞くか もしれません。多分そうなると思います。

先ほどの県条例の話だと、毎年報告が県のほうにあるのですか、報告書残っていますか。

**○畠山廃棄物特別対策室主査** 具体的にはこれから担当課のほうと協議ということにはなりますけれども、例えば環境保全対策を工事期間中、こういうふうに行っていくと、その工事が3年かかりますということであれば、恐らく1年に1回報告をしていくということになるかと思いますけれども、ちょっと詳しいところは今の時点では調整できていません。

- ○佐々木専門委員長 では、そういう申し合わせ事項みたいなのはこれから作れますか。
- **○畠山廃棄物特別対策室主査** 別の民間業者さんのアセス案件でも報告というのはされていると思いますので、ちょっとそちらのほうの報告のタイミングがどういったタイミングでやられているのかというところも確認した上で、どういったタイミングで行っていくか協議する、恐らく毎年やるのではでないのかなと思います。
- ○佐々木専門委員長 それはまだはっきりはしない。
- ○畠山廃棄物特別対策室主査 工事期間中ですので、 I 期、 II 期、 III 期と工事があるのですけれども、 3 年間で大体 I 期の工事を行った後に、15 年後に II 期の工事を 2 年かけて、さらにそこから 15 年後に III 期工事を 2 年間みたいなイメージで事業計画しておりますので、その期間中は間違いなく環境の保全措置を行って、実施状況は報告していくということになろうかと思います。
- ○佐々木専門委員長 先ほど説明では、県条例があって、それに基づいてやらなければいけないことがあるということでしたが、それは事業を実施して、工事が始まっていく過程においてもやっぱり環境の変化ありました、こういう内容でありましたという報告書が県のほうに届くということですか。
- ○畠山廃棄物特別対策室主査 今回想定しているのは、今環境の調査の実施はしているのですけれども、それをもとに環境保全対策を考えても 15 年後には変わっているかもしれませんので、それはその工事をする直前に調査をして、必要な対策を講じるというような内容を補充していき、その結果は報告書として県のほうに提出すると、条例に基づいて提出するという流れを考えています。
- ○佐々木専門委員長 ちょっと最後わからないけども。
- **〇畠山廃棄物特別対策室主査** そういう報告をしていくということです。
- **〇佐々木専門委員長** 報告書を県のほうに上げていくと。それを受けた県のほうは、その 内容を見てどうするか。
- ○畠山廃棄物特別対策室主査 環境の保全措置を講ずることが必要と認めるときは、その 措置を講ずるよう求めることができるという条例の規定になっておりますので、必要に応じて県が審査会の意見を聴くことができる規定になっておりますので、そこで審査されて、こういうふうな措置を講じてくださいということが出てくるかもしれませんし、講ずる必要はないということであれば何もしないということになります。ここでいう県というのは 環境影響評価の条例を所管しているサイドという意味でございまして、今回の処分場整備

の事業を担当している我々廃棄物特別対策室がということではないということです。

○佐々木専門委員長 環境影響評価というのは事業実施前の評価となりますね。 わかりました。今の県の判断を検討するに当たって、何か質問ありますか。 毎年報告ということでなくて、5年ぐらいのスパンで報告という形、平成30年を始めと して35年、40年、45年、平成で言ったら。15年のスパンで。

○宇佐美委員 何年後とかという話ではなくて、その事業が起こるときというか、起こり そうだという話。

**○佐々木専門委員長** もし付帯意見だとそういう感じになる。まず、あったほうがいいですか、つけますか、つけませんか。

○宇佐美委員 今のあやふやな回答の感じだと、あってはいいなと思っていますけれども、 私は。

## 〇佐々木専門委員長 はい。

**○加藤副専門委員長** この場所では、あくまで事前評価ですからこう判断して、ただ付帯意見つけるとすれば、例えばⅡ期、Ⅲ期ですか、その工事の前の環境影響評価についても全部条例に基づき万全を期すこと、とかにすればあえてこの委員会でいちいち報告を求めなくてもいいのではないかと。もちろんこれ将来的に多分メンバーも入れ替わってると思いますので、途中でそんなことを報告されてもですね。こういうただし書き付けるとすればですね。それくらいでいいかと思います。

○佐々木専門委員長 事前の環境影響調査はやると、これは事務局が何回も説明しているので、これはやってもらうとことになる。それを認めるならば、あえて付帯意見を付ける必要もないけれどもね。

○加藤副専門委員長 島田先生おっしゃるように、II 期工事、III 期工事のその時点でやるとすればその程度に、何かつけておけばいいかなと。

○佐々木専門委員長 事業としては、平成であれば平成45年まで続くのですよね、以降。

○田村廃棄物施設整備課長 そうですね、II 期工事が平成で言うと 47 年から 2 年程度、それからIII 期というのが平成で言うと 52 年度から 2 年程度ということでございます。

○佐々木専門委員長 期間については、そのときの委員会の判断で変更可能とつけてもいいし。

○秋山委員 多分、花巻空港の件と同様に将来の委員に報告するのは難しいと思います。 ですから、県が適切に関与してチェックするという、先ほど加藤先生がおっしゃられたよ うなものを入れるかどうかだと思います。

○佐々木専門委員長 では、入れるとすると今意見があったようなので、それでいいですか。何年ごとの報告という、もしそういった付帯意見、その環境変化、自然環境変化の感じでは、事業を進めていく中での過程における自然環境の変化においては、県がしっかり対応して、管理できないか、対応が遅れないようにすることぐらいの内容になるかもしない。文言については、後でまた正確に決めたいと思います。まず大筋を決めて、委員会では終了したいと思います。付帯意見は、そういうふうにつけるということでよろしいですか。

では、文言については事務局と私が考えて委員の皆さんの意見が通るような、みんな入るような形で表現を決めて、皆さんに確認してもらう方法でいきたいと思います。よろしいでしょうか。

「はい」の声

○佐々木専門委員長 それでは、1番目の審議案件は、事業名が公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業(事前評価)、審議結果、事業実施とした県の評価は妥当と認める。ただし、次の意見を付すということで、文言については皆さん、今日の秋山委員が言った内容等をもとにして決めたいと思います。よろしいでしょうか。

「はい」の声

- ○佐々木専門委員長 答申案は以上になります。
- ○竹澤評価課長 事務局のほうで特に用意しているものはございませんで、本日の審議は これで終了ということになります。寒い会議室の中での長時間のご審議本当にありがとう ございました。お疲れさまでございました。

私からのご報告でございますけれども、次回の委員会は来年の2月ごろを見込んでおります。2月の委員会は、改選後の委員の皆様にご出席していただいて開催することを予定しておりますけれども、今後の随時再評価の案件の有無にもよりますが、実質的には本日が現在の委員構成の最後の専門委員会になることが考えられます。委員の皆様の任期につきましては、通算8年という内規がございまして、佐々木専門委員長と宇佐美委員におかれましては、これまでに8年間大規模事業評価専門委員会の委員を務めていただきました。この場をおかりしまして、深く感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

佐々木委員長におかれましては、委員長をお務めいただきましたし、宇佐美委員におかれましては、初めは公共事業評価専門委員会を担当していただいておりまして、途中から こちらの大規模事業評価の委員にご参加していただいたところでございます。大変私達の 事業の推進に当たりまして貴重なご意見を頂戴したことを本当に感謝申し上げたいと思います。

最後に、お二人からお言葉を頂戴できればなと思いますけれども、初めに宇佐美委員の ほうからお願いしたいと存じます。

○宇佐美委員 皆さん8年間ありがとうございました。今もありましたけれども、私は最初の2年は公共事業のほうにいて、岩手大学の南先生とトレードされるような感じで公共事業と大規模を入れかわってという感じになりました。ただ、50億円という額で分けられてはいますけれども、県民なり、国民なりの貴重な税金を使っての事業であることには全く変わりはなくて、なのであまり額が大きいとか、小さいからどうこうというので、この委員会に臨んだということは全くなかったと思います。

この委員会に出ると全然自分と畑違いのところがいっぱいあって、なかなかB/C一つとっても本当に全ての事業でいろんな観点があるので、本当にその辺は河野先生の解説は時々、今日もそうですけれども、本当にありがたかったなと思っています。なので、貴重なアドバイスとか、そういうのというよりは、本当に自分の勉強の場にすごくなったような気がしています。

今日の途中でも話したのですけれども、貴重な税金を使って事業評価をする場であるので、やっぱり県民にしっかり伝わる、開かれているものでないといけないとずっと思っているのですけれども、なかなか今の枠組みでの説明の仕方だと、やっぱり意見をもらえなかったりとか、説明会をしても、来てほしい人たちに来てもらえなかったりとかというところも結構あると思います。事業評価も、なので適宜うまく見直していくことが大事だと思っておりますので、毎回この事業は妥当とか、継続は妥当とかそういうのをやりますけれども、ところどころでちょっとずつ変えていくような議論もあるといいのかなと思っております。それはこれまでもあったのかなと。

今後は、やっと8年で、肩の荷がすごくおりるのですけれども、ただもちろん県立大の 人間でもありますし、まだまだ岩手県にずっと住んでいる人間なので、県の事業をいろい ろ見つめていきたいなと思っております。またいろんなところで出会うことがあるかと思 いますけれども、引き続きよろしくお願いいたします。ちょっと長くなりましたけれども、 8年間ありがとうございました。

○竹澤評価課長 ありがとうございました。

続きまして、佐々木委員長お願いいたします。

**○佐々木専門委員長** この2年間、皆さんの協力のもとに委員長という任務を無事成功裏 に進めて終えたのではないかなと本当に感謝しております。ありがとうございました。

私が岩手県のほうから、たしかあのとき河川課長だったと思いましたけれども、電話来て、こちらの委員になってくれないかということでした。誰かいないのといったら、もうみんな堺先生も終わったみたいだったので、誰もいないですと言われて、では盛岡と八戸は新幹線で30分ですからという話で、では行ってみますかということで、それから8年間。ちょうどダムの見直し、民主党政権になってダムの見直しが必要になって、それを見てみ

たのですけれども、やっぱり B/Cということでいくと一番効率のいいのはダムをつくるということでした。今思うと、河川の堤防管理よりダムを管理して水位を下げたほうがずっと安全なのですね。今の洪水を見ているとそう思います。河川の堤防というのは、あるのですけれども、やっぱりいろんな不確定要素があって、満杯にして流さないと本当にもつかどうかわからないところがあるのです。だから、そういう点では、1つだけは廃止になりましたけれども、あとはみんなそのとおり実施するということで、よかったなと思っております。

いろんなことをいろんな委員から教わって、本当に勉強になったなというふうに思って おります。ありがとうございました。

**○竹澤評価課長** ありがとうございました。お二人には、これからも岩手県勢の発展のためにご助言等賜りますようよろしくお願いいたします。また、さらにご活躍をご期待申し上げております。

# 4 閉 会

[事務局から閉会宣告]